

佐賀県規則第40号

佐賀県児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則
佐賀県児童相談所等の管理に関する規則（昭和58年佐賀県規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(権限の委任)</p> <p>第7条 知事は、第2条第1項各号に掲げる事務（児童福祉法第24条の3第2項及び第6項並びに第24条の4第1項及び第2項に掲げる事務を除く。）をそれぞれ当該児童相談所等の所長に委任する。</p> <p>2 知事は、前項に掲げる事務のほか、次の各号に掲げる事務（第1号、第13号及び第14号の事務にあつては、中央児童相談所長に限る。）を中央児童相談所長及び北部児童相談所長に委任する。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) 児童虐待防止法第9条の3第1項及び第2項に定める事務</p> <p>(19) 児童虐待防止法第11条第3項及び第4項に定める事務</p> <p>3 略</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第7条 知事は、第2条各号に掲げる事務（児童福祉法第24条の3第2項及び第6項並びに第24条の4第1項及び第2項に掲げる事務を除く。）をそれぞれ当該児童相談所等の所長に委任する。</p> <p>2 知事は、前項に掲げる事務のほか、次の各号に掲げる事務（第1号、第13号及び第14号の事務にあつては、中央児童相談所長に限る。）を中央児童相談所長及び北部児童相談所長に委任する。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) 児童虐待防止法第9条の3第1項から第3項まで及び第5項に定める事務</p> <p>(19) 児童虐待防止法第11条第4項及び第5項に定める事務</p> <p><u>(20) 児童虐待防止法第13条第1項から第3項までに定める事務</u></p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。